

平成21年度第2回東北農政局入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成22年1月4日)

開催日及び場所		平成21年9月7日(月) 東北農政局和賀中部農業水利事業所 会議室		
委員		箱木 禮子(大学教授) 藤居 宏一(大学名誉教授) 矢吹 昭夫(司法書士) 東海林 行夫(弁護士)		
審議対象期間		平成21年4月1日～平成21年6月30日		
審議対象案件		401件 うち、1者応札67件 契約の相手方が公益社団法人等の案件8件		
抽出案件		13件 うち、1者応札6件 (抽出率3.2%) (抽出率9.0%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件 (抽出率12.5%)		
抽出案件内訳	工事 指名競争	一般競争	5件 うち、1者応札案件3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		公募型指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		工事希望型競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		随意契約	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
	測量・建設コンサルタント等業務	指名競争	一般競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			公募型競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件1件
			その他の指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
		随意契約	公募型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			簡易公募型プロポーザル	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			標準型プロポーザル	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
	その他の随意契約	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
	物品役務等	一般競争	2件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		随意契約 (企画競争・公募)	0件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
随意契約 (その他)		2件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件		
(特記事項) なし。				
		意見・質問 (詳細に記述すること。)	回答等 (詳細に記述すること。)	
委員からの意見・質問 それに対する回答等		別紙のとおり	別紙のとおり	

委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	なし。
---	-----

事務局：東北農政局総務部総務課

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p>(鳴瀬川 (一期) 農業水利事業 旧取水施設閉塞工事)</p> <p>1 者応札案件についての質問だが、前回の委員会資料中の「 1 者応札、1 者応募となった契約の改善方策について」の中に「 1 者応札、1 者応募があった契約については当該入札・契約に係る問題点の有無等を事後審査し、類似契約へ速やか反映させる・・・」という条項があったが、今回の抽出案件のうちこの工事について、事後審査という形で問題点の検討は行われたのか。</p> <p>この工事は一者応札で落札率が 99.9 % だが、何か不審な点は特になかったか。</p>	<p>制度的には委員が言わたように入札契約事務手続審査委員会を設置し、その中で一者応札契約の事後審査は、落札者決定後に行うこととしている。一者応札の分析手法については、事後チェックリストが定められており、それを基準に調査を行う。その一つは応札した事業者に対してアンケートを行うが、応札者以外でも同種業務を行える事業者がいればその者に対しても依頼するような手法で検討することになっている。業務については、このような形で検討することになっているが、工事については除外されており一般競争において実施した工事については、結果的に一者応札になっているが、それを分析するような決まりはないことから、入札契約手続審査委員会での分析は行っていない。</p> <p>この工事は、工事金額から D 等級の業者となり、発注前に業者数を確認したところ 54 者を確認していた。しかし過年度に同様の工事を発注した時に応札者が少なかったということもあり、ワンランク上の C 等級まで参加要件を広げた。これにより県内の 82 者まで広がっている。工事内容が非常に手間のかかる工事あり、利益が上がりにくい工事と考えられることから、1 者しか応募がなかったと思われる。落札率については、受注業者から</p>

(迫川上流・荒砥沢ダム災害復旧事業
荒砥沢ダム管理機器災害復旧工事)

この工事も 1 者応札で非常に落札率が高いが、これは特殊設備ということで応募する者があまりいなかったということか。

(小田川二期農業水利事業 藤枝ため池
放水路分水工工事)

この工事は施工体制確認型だが、この入札状況を見ると比較的技術点は高いが、施工体制評価点の欄が空白になっている者が 3 者いる。このうち特に 3 の者は高得点であるが、評価点の欄が空白である。これはどういうことか。

総合評価落札方式で、企業評価というのは企業のどういう点を評価するのか。例えば財務状況であるとか何か基準はあるのか。

明細を提出させ官側が見積もったものと突き合わせたところ、直接工事費については業者の方が 3,000 千円程高く、その他の経費については、業者側で経費の圧縮をしているという見積内容になっていた。そのようなことから相殺され、そのような落札率になったと思われる。

これは既に完成している荒砥沢ダムの中に計器類が埋設されているのだが、その機器が故障したので修理するという案件である。そのようなことから元々、メーカーが限定されてしまう。もし他のメーカーが受注し故障した場合の対応は困難となることなど、参入しづらいことから 1 者応札になったものと思われる。

入札した時点で既に予定価格を越えていることから、評点が高くても落札はできないので、空白の「 - 」表示となっている

企業評価項目については、5 項目ある。例えば会社での「ISO 認証取得の内容」、工事の難易度を表す「VE 評点」の内容。「優良工事の表彰」。工事毎に成績を付与しているのでその「平均点」と「地域貢献」で、それらが加算されるということになる。財務評価については、A から D までのランク別となっており、そこでも点数がある。各会社が 2 年に 1 回、評価を受けるのだがその中で財務評価がいい会社については点数が高くなり、上位ランクに入ってくる。そちらでカウントさ

その評価には、発注者側の裁量の余地はないのか。

（岩木川左岸（一期）農業水利事業 左岸幹線用水路安全施設設置（その7）その他工事）

この工事は15者を選定したが、配置予定技術者を確保できないことから4者が辞退し、さらに残った11者のうちまた3者が辞退しているということなのか。

それはどのような理由と考えられるのか。

（大崎農業水利事業 岩堂沢ダム建設発生土処理地生態系保全対策取りまとめ業務）

これは随意契約だが、落札率が100%になっている。落札率が100%となった経過はどのようなものだったのか。

れランク付けされている。工事の予定価格によりA等級、B等級などと決めている。

裁量の余地はない。ABCDのランクは決まった形になっており、裁量の余地はなく機械的に決まるということである。

3者については、入札時に辞退したということである。

予定価格が9,000千円程度であり、金額が小さい工事なのでDランクの会社となる。その規模の会社だと配置予定技術者が会社に多くいないことから、1件の工事を受注すると、次に金額の大きい工事が出た場合に受注出来ない場合もあることから辞退したものと思われる。

この業務はダムサイトの掘削土砂を沢地に埋めて、そこにホタル水路を造っています。以前から地域の方々からホタルがいるので保全の要望があったことから、行ったものである。その後に行った後のフォローアップ調査を行う必要があることから、この業務は平成16年から継続して行っている。今年で6年目になるが当初は10者の指名競争で行っていたが、その後は標準プロポーザル方式で、やっているが、17年から元々16年に請け負い環境調査を行った1者からしか応募がないのが実態である。調査の積算内容

(岩木川左岸(二期)農業水利事業 岩木川左岸地区幹線用水路設計資料作成その他現場技術業務)

これは業務だが低入札価格調査を行っている。業務の場合は、低入調査は実施しないと思っていたのだが。

この業務の場合、落札金額は7,000千円程度だが、予定価格が10,000千円を越しているから低入調査を行っているということか。その結果はどのようなものか。

業務の場合、特に測量業務では、予定価格の3割ぐらいで応札している案件も見られるが、業務の最低制限価格の引き上げについては、未だ検討中なのか。

は基本的には人間の歩掛りだけで、全部こちらの方から何人かかるということを示しており、単価も公表しているので、100%に近い額になったものと思われる。既に過去5年も行っているので、こちらの見積もりが推察しやすくなっている状況ということも考えられる。

工事の場合は以前から低入札調査実施していたが、業務についても競争入札については、今年度から予定価格10,000千円以上の案件について行っている。今年は1年目なので低入札を抑止するという効果を狙っており、会社の経営状況、給与の支払い状況等、項目を限定し調査を実施しているところである。

予定価格が10,900千円ということから該当し、調査を実施したものである。結果としては、給与の支払い状況、経営状況や地理的な条件としてこの者がこの地区に近い県内の業者ということや諸機材についても全て自社で賄える等、項目立てをして調査をした結果から問題がないことが確認できたので、落札者として決定したものである。

最低制限価格の引き上げというのは、未だきちんとした方向は出ていないが、官側からするとききちんとした成果品をもらうことがまず重要だということで、今、工事は入口段階で対応している。同じ様な事を出来ないかとか、或いは低入でチェックしたが大丈夫か、という結論が出たものについては、例えば今検討しているのは、測量の現場代理人の時は常駐し

(東北農政局行政情報システム保守業務)
これは元々入っているシステムの保守業務なのか。もともと NEC の機器が入っているから相手先が特定されてしまうということもある。他の参入があれば認めるということになると思うが、逆にリスクを負うということにもなる。端的に言えば、このような場合は、随意契約でもやむを得ないとも思われるが、一般競争にしたのは形だけなのか。

なければならぬとか厳しい条件を付ける等検討している。

一般競争で行うとある程度の労力もかかるので、非効率という面もあるが、今、国全体で随意契約の見直しに取り組んでおり、随意契約で行えるというその除外要件の中にこの保守契約が入っていないので、各省とも保守契約については実質1者しか手を挙げない場合が多いが、一般競争でやらざるを得ないというのが実情である。